

第2次指宿市男女共同参画基本計画

令和3年度実施計画

基本目標	一人ひとりの人権が尊重され ○ 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できるまち ○ 誰もが安心して快適に暮らすことができるまち
------	---

- 重点目標1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し, 意識の改革
- 重点目標2 男女共同参画を正しく理解し, 社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実
- 重点目標3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進
- 重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 重点目標5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備
- 重点目標6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大(女性活躍推進計画)
- 重点目標7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進(女性活躍推進計画)
- 重点目標8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進(女性活躍推進計画)
- 重点目標9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

指宿市 総務部 健幸・協働のまちづくり課 協働推進係

重点目標 1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革

<課題>
 明示的に性別による区別を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しないことにより、個人の生き方を制約したり、個性や能力の発揮を妨げたりし、本来尊重されるべき性別にかかわらず多様な生き方の選択を阻み、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっているものがある。
 見直されるべき社会制度や慣行への気づきとその見直しに向けた主体的な行動が市民の中で広がるよう、男女共同参画社会の形成に必要な知識の普及を図るため、積極的な広報・啓発を推進する必要がある。

施策の方向	施策の概要		今年度取り組み目標	担当課
(1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し	1	男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施	実施計画の評価指標A,Bの割合を80%にする。	健幸・協働のまちづくり課
			指宿市男女共同参画推進会議を年1回以上の開催する。	健幸・協働のまちづくり課
	2	市民の意見を反映させた男女共同参画関連施策の策定・実施	指宿市男女共同参画推進懇話会を年1回以上開催し、内容については、庁内で共有する。	健幸・協働のまちづくり課
			パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携について調査を実施する。	健幸・協働のまちづくり課
	3	社会的性別(ジェンダー)に配慮した相談体制の充実	広報紙に、年9回以上人権に関する相談センターの情報を掲載する。	健幸・協働のまちづくり課
			家庭相談員、婦人相談員を委嘱し随時相談を受ける体制を整備する。	地域福祉課
(2) 広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進	1	広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発	インフォメーション機能を使用し、職員全員が男女共同参画に関する資料等を閲覧できる環境を作る。	健幸・協働のまちづくり課
	2	男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供	広報紙へ男女共同参画に関する啓発記事を年2回以上掲載するよう関係課に働きかける。	市長公室
			広報紙へ男女共同参画に関する記事を年3回以上掲載する。	健幸・協働のまちづくり課
			男女共同参画週間に市役所でポスター展示を開催し、職員へもインフォメーション等で周知する。	健幸・協働のまちづくり課
	3	市職員の男女共同参画に関する理解促進	新採職員後期研修にて研修を行う。	総務課
(3) 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供の充実	1	男女共同参画の現状等に関する情報等の収集・提供	県の男女共同参画基礎講座へ出席する。	健幸・協働のまちづくり課
			新聞やインターネットから得た記事を係内で40回以上回覧し、情報共有をする。	健幸・協働のまちづくり課

令和3年度 進捗状況報告

【1次(担当課)評価指標】

- A・・・実施できた
- B・・・どちらかというと実施できた
- C・・・どちらかというと実施できなかった
- D・・・実施できなかった

【2次(健幸・協働のまちづくり課)評価指標】

- A・・・充分に実施されている
- B・・・おおむね実施されている
- C・・・実施の促進が必要である
- D・・・改善が必要である

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
A	1次評価(A85.7% B9.7% C4.6% D0.0%) 2次評価(A88.3% B7.1% C4.6% D0.0%)	A	
A	令和3年7月27日開催, 令和4年1月27日開催予定。	A	
A	令和3年10月25日開催, 令和4年2月に第2回懇話会を開催予定, 内容についても, 庁内に共有する予定。	A	
A	追加調査を行った。鹿児島市と都市間連携について情報を共有し, 令和4年2月1日に都市間連携を行うこととなった。	A	
A	広報紙に9回掲載(12月1日時点)1, 2, 3月号に掲載予定。	A	
A	家庭相談員2名(1日6時間・週3日勤務), 婦人相談員1名(1日6時間・週3日勤務)を配置して, 相談業務等に当たった。	A	
A	21回インフォメーションに掲載(12月1日時点)	A	
A	健幸・協働のまちづくり課や県雇用労政課と連携し, 広報いぶすき6月号に「男女共同参画週間」に関する記事と「男女共同参画推進懇話会からの意見の提出の話題」を掲載するとともに, 11月号に「女性の人権ホットライン強化週間」に関する記事を掲載したほか, 子育て支援や介護支援に関する記事など重点目標に沿った市の取り組みを掲載し, 広く市民に周知した。	A	
A	3回掲載(12月1日時点) 人権のひろば4月「若年層の性暴力被害予防月間」, 6月「男女共同参画週間」, 11月「女性に対する暴力をなくす運動」	A	
A	男女共同参画週間のポスターを掲示し, 公共施設にてチラシ等の設置を行い, インフォメーションにて職員への周知も行った。しかし, 基礎講座については, 大雨の影響等により, 今年度は中止となった。	A	
A	10月4日～6日に新規職員後期研修を開催, うち, 6日に男女共同参画に関する研修を実施した。参加者17名	A	
—	今年度は, 新型コロナウイルス感染症及び, 大雨警報により, 中止となった。	—	
A	40回以上回覧し, 情報共有を図った。	A	

施策の方向	施策の概要		今年度取り組み目標	担当課
(3) 男女共同参画に関する調査研究, 情報収集・提供の充実	2	調査や統計における男女別等統計(ジェンダー統計)の充実	統計いぶすきに本市の労働力人口や事業者の従業員数を男女別で掲載し, 市の施策や計画策定の際に活用するよう促す。	総務課
(4) メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシーの向上	1	メディアに対する男女の権利に配慮した表現等の要請	市広報委員へ男女共同参画に精通する者を選出する。	健幸・協働のまちづくり課
	2	公的広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現への配慮	広報紙の掲載記事を, これまでどおり男女共同参画など多様な視点からチェックできるよう, 幅広い部署から広報委員を選出する。	市長公室
			市広報委員に男女共同参画に精通する者を選出する。	健幸・協働のまちづくり課
	3	メディア・リテラシーの向上のための取組	新聞やインターネットから得た記事を係内で40回以上回覧し, 情報共有をする。	健幸・協働のまちづくり課
年1回の情報教育担当者研修会の実施に加え, 年2回のデジタル教科書活用研修会を実施する。			学校教育課	

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
A	統計いぶすきでは5年に1回実施される国勢調査(平成27年実施)に基づく労働力人口に関する男女別人口, 経済センサス活動調査(平成28年実施)に基づく産業分類別の従業者数を掲載し, 職員周知を図るとともに活用についても働きかけを行った。(令和3年11月26日公表)	A	
A	男女共同参画・人権の前担当者を選出し, 表現の仕方等について, 意見を述べた。	A	
A	健幸・協働のまちづくり課, 男女共同参画担当職員をはじめ, 広報紙への掲載記事の多い部署を中心に11名に広報委員を委嘱。毎月広報委員会を実施し, 掲載記事に対し多様な視点からの意見を聴取し, 紙面に反映させた。	A	
A	重点目標1-(4)-1のとおり	A	
A	重点目標1-(3)-1のとおり	A	
A	情報教育担当者会は予定通り実施できた。 デジタル教科書活用研修会については, 各学校を会場とした研修を実施したり, オンラインの研修会を実施したりすることができた。	A	

重点目標 2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

<課題>
 これまで当事者意識を持って主体的に男女共同参画についての学習する機会が少なかった男性や子ども、若年層を対象にした積極的な取り組みが必要である。中でも、子どもたちの自己肯定感や自尊感情を育むとともに、将来を見据えた自己形成につながることから、男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育と併せて進めていくことが重要である。
 また、男女が主体的に多様な生き方や働き方を選択できるように、ライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、これまで性別による社会的制約等により男性に比べて能力を生かす機会が少なかった女性のエンパワメントを促進する必要がある。

施策の方向	施策の概要	今年度取り組み目標	関係課
(1) 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実	1 教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進	年1回の情報教育担当者研修会の実施に加え、年2回のデジタル教科書活用研修会を実施する。	学校教育課
		出前講座を年3回以上実施し、実施後アンケートを行う。	健幸・協働のまちづくり課
		教育機関に対して男女共同参画出前講座の事業紹介を1回以上行う。	健幸・協働のまちづくり課
	2 学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実	学校経営案や職員研修、教育課程に位置付ける。	学校教育課
(2) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進	1 地域社会における男女共同参画に関する学習機会の提供	出前講座を年3回以上実施し、実施後アンケートを行う。	健幸・協働のまちづくり課
		イクボスやワークライフバランスについての内容を含んだ講座を年1回以上実施する。	健幸・協働のまちづくり課
	2 社会教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進	社会教育における各種事業で教育・学習を推進する。	社会教育課
	3 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進と相談体制の充実	家庭教育学級において、男女共同参画に関する講座を選択する学級が増えるよう、広報・啓発する。	社会教育課
(3) 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実	1 男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実	夏季休業中の市生徒指導主任等研修会でカウンセリング研修を実施する。	学校教育課
		年12回スクールカウンセラーによる定期カウンセリングを行う。	学校教育課
		年1回キャリアスタートウィーク支援者会議を実施する。	学校教育課
		5月にキャリアスタートウィークを実施する。	学校教育課
	2 生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進	条例公民館の生涯学習講座・公民館講座において男女共同参画を推進する講座を開催する。また、生涯学習講座、公民館講座に対して、男女問わず参加できるように、企画・運営・広報を配慮する。	社会教育課

令和3年度 進捗状況報告

【1次(担当課)評価指標】

- A・・・実施できた
- B・・・どちらかというと実施できた
- C・・・どちらかというと実施できなかった
- D・・・実施できなかった

【2次(健幸・協働のまちづくり課)評価指標】

- A・・・十分に実施されている
- B・・・おおむね実施されている
- C・・・実施の促進が必要である
- D・・・改善が必要である

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
A	情報教育担当者は予定通り実施できた。デジタル教科書活用研修会については、各学校を会場とした研修を実施したり、オンラインの研修会を実施したりすることができた。	A	
A	5回実施し、アンケートも実施した。(指宿商業高等学校、今和泉小学校、北指宿中学校、指宿養護学校、いずみ保育園)	A	
A	令和3年7月6日付けで市内全域の小中高等学校、養護学校、保育園等に出前講座の案内文書を送付した。	A	
A	全学校が学校経営案や職員研修、教育課程に位置付けた。	A	
A	重点目標2-(1)-1のとおり。	A	
A	女性活躍について令和3年8月20日に開催(講師:中川詩織氏)	A	
B	11月27日に生涯学習フェスティバルと人権教育講演会を同日開催した。受付付近では、人権啓発のためのパネル展示を行った。	B	
C	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、広報・啓発は書面での紹介にとどめた。男女共同参画に関する講座を実施した学級は3学級となった。	B	学級が増えるよう広報・啓発をするという目標であることからB評価とした。
A	各学校の生徒指導主任等を対象に研修を実施できた。(8月23日)	A	
A	計画的に毎月実施できている。	A	
B	新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催した。	B	
—	新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。	—	
B	条例公民館における生涯学習講座の受講生を対象に「男女共同参画」に関する講座を開催。また、講座の運営においては、男女問わず受講ができるように配慮を行った。	B	

重点目標 3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

<課題>

男女がそれぞれの性に関わる身体的特徴に理解を深め、心身の健康についての正しい知識と情報を入手することが必要である。その際、女性は、妊娠や出産の可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮が必要である。

一方、本県の自殺者の7割以上が男性であり、その約6割を40～60代が占めている。この背景には、職場で長時間労働を強いられていたり、家庭で経済的負担を負っていたりする男性の姿があり、男性自身が「男性としてあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み、精神的に孤立している状況にあります。このため、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援や中高年男性への意識啓発活動を進める必要がある。

施策の方向	施策の概要		今年度取り組み目標	関係課
(1) 生涯を通じた男女の健康支援	1	心身の健康について正しい知識の普及と情報提供	広報紙等による情報提供を年1回は行う	健康増進課
	2	男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援	子育てママパパ運動教室の年30回以上の実施	健幸・協働のまちづくり課
			ゲートキーパー養成講座を年2回以上は実施する	健康増進課
	3	性別や男女のニーズに応じた医療、健(検)診及び相談の環境整備	女性ががん検診を全地域で実施する	健康増進課
	4	食育の促進	学校給食に係る地元農産物の活用推進及び助成	農政課
			6月「食育月間」で広報紙掲載や、庁舎ロビー、各図書館で展示を行い、普及・啓発を行なう。	健康増進課
管理職研修会等での啓発を年2回以上行う。			学校教育課	
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進	1	妊娠・出産期における健康管理の充実	妊婦健診14回分・産婦健診2回分の費用助成と乳幼児健診を行う	健康増進課
			妊産婦及び乳幼児の健康に関する相談に応じ、育児などの情報提供や家庭訪問を行う	健康増進課
			母子保健推進員を通して、母子の支援に必要な施策普及活動を行う	健康増進課
	2	周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の確保	医師会等との協議を年1回は行い、医療体制の充実を図る	健康増進課
	3	不妊治療に関する支援の充実	県の特定不妊治療費助成事業に上乘せして不妊治療費助成を行う	健康増進課
	4	性に関する正しい知識の普及	管理職研修会等での啓発を年4回以上行う。	学校教育課
養護教諭等研修会での啓発を年2回以上行う。			学校教育課	

令和3年度 進捗状況報告

【1次(担当課)評価指標】

- A・・・実施できた
- B・・・どちらかというと実施できた
- C・・・どちらかというと実施できなかった
- D・・・実施できなかった

【2次(健幸・協働のまちづくり課)評価指標】

- A・・・十分に実施されている
- B・・・おおむね実施されている
- C・・・実施の促進が必要である
- D・・・改善が必要である

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
A	広報紙において、心身の健康についての相談場所については、保健所で実施している「心の健康相談」について年3回情報提供を実施。また健診についても年3回情報提供を実施した。	A	
A	新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止せざるをえない教室もあったが、感染症対策を講じたうえで12月末までに25回の実施。1月から3月にかけて、11回実施予定。	A	
A	教職員向けを3回、生徒向けを1回。 民生委員・児童委員1回。一般住民1回実施。	A	
A	集団健診については、全地域(指宿・山川・開聞)で(8～9月, 3月)実施 個別健診については、指宿医師会の協力を得、実施可能な医療機関で実施(7月～1月, 3月)	A	
A	豚肉・牛肉・まめこぞう(実えんどう)・スナップえんどうの食材費を指宿・山川それぞれの給食センターに助成。	A	
A	6月「食育月間」に、広報紙掲載や庁舎ロビーの他、図書館でも展示し啓発を実施。	A	
A	年5回の管理職研修会だけではなく、学校給食担当者会においても啓発を図った。	A	
A	妊婦健診14回分・産婦健診2回分の費用助成と乳幼児健診を実施。	A	
A	妊産婦及び乳幼児の健康や、育児などの情報提供に関する面接による相談が346件、家庭訪問を184件実施した。(R3.12現在)	A	
A	母子保健推進員が家庭を訪問し、母子の支援に必要な施策普及活動を546件実施した。(R3.10現在)	A	
B	コロナウイルスの関係で救急医療体制の会議は開催されていない。今年度はコロナウイルス対策で臨機応変で必要時、医師会と協議を重ねている。	B	
A	実施している。24件(令和3年12月21日現在)	A	
A	管理職研修会等で4回以上指導した。	A	
A	養護教諭等研修会で2回以上指導した。	A	

施策の方向	施策の概要		今年度取り組み目標	関係課	
(3) 性感染症, 薬物乱用, 喫煙・過度な飲酒対策の推進	1	性感染症の予防から治療までの総合的対策の推進	保健所で実施している検査などの情報提供を 広報紙等で年1回は行う	健康増進課	
			研修会に参加する	健康増進課	
			管理職研修会等での啓発を年4回以上行う。	学校教育課	
	2	薬物乱用防止対策の推進	「社会を明るくする運動」の一環として街頭広 報活動等を年1回行う。	地域福祉課	
			管理職研修会等での啓発を年4回以上行う。	学校教育課	
	3	喫煙・過度な飲酒対策の推進	肺がん検診等でパンフレットを配布する	健康増進課	
			管理職研修会等での啓発を年4回以上行う。	学校教育課	
	(4) 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進	1	男女を問わずスポーツに親し むことができる環境整備	市内小中学校の体育施設を一般開放	スポーツ振興 課
		2	スポーツ活動における女性指 導者の養成・活用等による参 画の拡大	スポーツ推進委員による出前講座(ニュース スポーツ)を年10回以上実施する	スポーツ振興 課

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
A	12月広報紙に「鹿児島レッドリボン月間」にHIV検査の記事を掲載した。	A	
—	研修会がなく、参加していない。	—	
A	管理職研修会で啓発するとともに、養護教諭等研修会において、外部講師を招聘し性教育について研修を行った。	A	
A	広報車により市内を巡回し、広報活動を行った。また、各公民館に出向き、チラシやグッズを配布した。	A	
A	管理職研修会で啓発するとともに、養護教諭等研修会において、指導を行った。また、各学校においては「薬物乱用防止教室」を実施した。	A	
A	肺がん検診時に受診者全員にパンフレットの配布を実施。	A	
A	管理職研修会で啓発するとともに、養護教諭等研修会において、指導を行った。また、各学校においては、保健学習で喫煙や飲酒に関する指導を行った。	A	
A	市内小中学校全13校において実施。11月末時点で登録団体は70団体、31,859人の利用があった。(スポーツ少年団を含む)	A	
C	6回実施。 9月までは新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったが、10月から注文が入ってくるようになった。	C	実施回数が10回に満たないため、C評価とした。

重点目標 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

<課題>

すべての人には、安心、安全に暮らし、人生を豊かに生きる権利があり、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力がある。そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、人身取引等の暴力の被害者の多くは、女性である。その背景には、女性に対する差別や偏見があり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成する上での喫緊の課題である。一方で、男児への性暴力など被害者が男性の場合もあるが、社会的理解や対応が不十分なことから、問題が潜在化・深刻化する傾向もある。

こうしたことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談員の人材育成等相談体制の充実をはじめ、被害者が相談しやすい環境づくりを進め、被害の潜在化を防止する必要がある。また、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要がある。

施策の方向	施策の概要		今年度取り組み目標	関係課
(1) 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり	1	暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり	「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、広報紙に1回以上記事を掲載する。	健幸・協働のまちづくり課
			パープルリボンの期間中(11月12日～25日)に市役所ロビーにて、女性に対する暴力問題を啓発するパネル展示を行う。	健幸・協働のまちづくり課
	2	子どもや若年層の間で起こる暴力を予防する啓発の推進	若年層が集まる機会を捉えて、1回以上チラシ配布等による周知啓発を行う。	健幸・協働のまちづくり課
			管理職研修会等にて啓発を年4回以上行う。	学校教育課
3	メディアにおける性・暴力表現への対応	県が指定した有害図書等の情報共有を行う。	社会教育課	
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進	1	総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実	庁内連絡会議の1回以上の開催	健幸・協働のまちづくり課
			県の主催する研修会へ1回以上出席する。	健幸・協働のまちづくり課
			年1回開催される、県や警察等関係機関による連絡会議等に参加する等、連携を強化する。	地域福祉課
	2	被害者の早期発見のための環境づくり	広報紙に、年9回以上人権に関する相談センターの情報を掲載する。	健幸・協働のまちづくり課
	3	被害者の安全確保	住民基本台帳事務における支援措置について窓口対応を行う。また、支援措置対象者について、システムのロックが正常に設定されている状態にあるか、年に1回以上複数人で確認する。	市民課
婦人相談員を委嘱し、様々な相談に対応する。			地域福祉課	
※別添1(34ページ)			関係各課	

令和3年度 進捗状況報告

【1次(担当課)評価指標】

- A・・・実施できた
- B・・・どちらかというと実施できた
- C・・・どちらかというと実施できなかった
- D・・・実施できなかった

【2次(健幸・協働のまちづくり課)評価指標】

- A・・・十分に実施されている
- B・・・おおむね実施されている
- C・・・実施の促進が必要である
- D・・・改善が必要である

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
A	広報いぶすき11月号に記事を掲載。	A	
A	指宿庁舎ロビーでパネル展示を行い、正面玄関にてパープルライトアップを実施し、立看板を設置した。	A	
A	市内の高校に通う高校3年生及び、養護学校高等部の生徒を対象にクリアファイルに「女性に対する暴力をなくす運動」のチラシ等を入れ、配布をした。	A	
A	市校長研修会・教頭研修会で4回以上の啓発を行った。	A	
A	県からの有害図書等の指定通知を市内の関係するすべての店舗に通知することで、対応が出来ていると判断。	A	
A	令和3年5月27日に第1回、令和3年11月18日に第2回を開催。	A	
A	2回出席 令和3年5月20日(男女共同参画行政担当者等研修会), 令和3年11月25日(暴力被害者支援セミナー)	A	
A	令和4年1月26日に開催、参加予定。	A	
A	重点目標1-(1)-3のとおり。	A	
A	支援措置における窓口業務を行った。また、支援措置対象者について、システムのロックが正常に設定されている状態にあることを担当者2名により確認した。	A	
A	婦人相談員面談を基本としながら、県女性センターとも連携して被害者の安全確保に努めた。	A	
—	※別添1(35ページ)	—	

施策の方向	施策の概要		今年度取り組み目標	関係課
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進	4	被害者の心身の健康回復と自立の支援	婦人相談室を開設し、様々な相談に対応する。	地域福祉課
			収入増加に向けた就労支援などを実施する。	地域福祉課
			市営住宅への一時入居等の案内	建築課
	5	相談員等の養成による相談体制の充実	相談業務研修会を1回以上受講をし、課内で情報を共有する。	健幸・協働のまちづくり課
			県主催等の研修会に随時(年4回程度)参加する。	地域福祉課
			内閣府と県のDV関係のデータを収集する。	健幸・協働のまちづくり課
			警察や関係機関と随時情報交換を行い、協力体制を構築する。	地域福祉課
	6	家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援	家庭相談室を開設し、警察や児童相談所等関係機関と連携し、対応する。	地域福祉課
			夏季休業中に生徒指導主任等研修会を実施する。	学校教育課
			年12回スクールカウンセラーによる定期カウンセリングを行う。	学校教育課
	7	交際相手からの暴力への対応	夏季休業中に生徒指導主任等研修会を実施する。	学校教育課
			警察との連携。	危機管理課
	(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	1	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進	出前講座を年3回以上実施し、実施後アンケートを行う。
部課長会を通して職員へ防止対策を通知する。				総務課
2		教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進	学校安全衛生委員会で防止対策について年3回以上確認する。	学校教育課
			出前講座を年3回以上実施し、実施後アンケートを行う。	健幸・協働のまちづくり課

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
A	市役所内の部署をはじめ、警察や保健所、民生委員等の様々な関係機関との連携を図った。	A	
A	被害者の現状に合わせた就労支援を行った。	A	
A	相談者へ市営住宅空家の入居案内を行った。	A	
A	令和3年11月25日 暴力被害者支援セミナーを受講し、課内で情報を共有した。	A	
A	相談員業務向上のため、県主催等の研修会に参加した。	A	
A	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、資料を収集し、啓発に使用した。	A	
A	月1回の実務者会議を通じて関係者同士の情報交換を実施した。	A	
A	相談員面談を基本としながら、関係機関と連携して被害者の安全確保に努めた。	A	
A	重点目標2-(3)-1のとおり。	A	
A	重点目標2-(3)-1のとおり。	A	
A	重点目標2-(3)-1のとおり。	A	
A	警察署内で女性を対象とした交流イベントを実施し、犯罪被害防止についての周知及び共有を図った。	A	
D	施策の概要と一致する講座が実施できなかった。来年度は、目標設定を見直すこととします。	D	
A	部課長会を通して職員へ防止対策を通知した。	A	
A	全学校が学校安全衛生委員会や職員会議、職員研修で防止対策について年3回以上確認した。	A	
C	施策の概要と一致する講座の実施は1回のみだった。来年度は、目標設定を見直すこととします。	C	

重点目標 5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

<p><課題> ひとり親家庭や障害のある人、高齢者、女性は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にある、一方で、男性の単身世帯や父子世帯、介護中の男性の中には、地域からの孤立化等の問題を抱えている人がいるが、その背景には、固定的性別役割分担意識に基づく男性の家庭や地域との関わり方、仕事優先の働き方がある。 また、性的指向や性同一性障害など性別に関する偏見や固定観念等により、困難な状況に置かれ、人権を侵害されている状況に置かれている人々がいる。そのため、一人ひとりが、自信と誇りと喜びを持って自立した生活を送ることができるよう、人権を尊重し、多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成や固定的性別役割分担意識の解消が必要である。</p>			
--	--	--	--

施策の方向	施策の概要		今年度取り組み目標	関係課
(1) ひとり親家庭等への支援	1	ひとり親家庭等への経済的支援	児童扶養手当制度の周知	地域福祉課
			ひとり親家庭等医療費助成事業の周知	地域福祉課
			就学援助の周知及び適切な支給を行う。	学校教育課
	2	ひとり親家庭の母等の就業等自立の支援	ハローワークとの協議を年1回以上行う。	商工水産課
			ひとり親家庭自立支援給付金事業の周知	地域福祉課
	(2) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備	1	高齢男女の就業促進	ハローワークとの協議を年1回以上行う。
2		男女のニーズに配慮した高齢者の生活の自立支援	就業の相談があった場合は、ハローワークへの誘導を行う。	商工水産課
			広報紙に、年9回以上人権に関する相談センターの情報を掲載する。	健幸・協働のまちづくり課
			公園緑地における健康遊具、遊歩道の検討 ・十町区画整理事業の公園整備計画の推進 ・指宿港海岸域の遊歩道等の整備計画の推進	都市・海岸整備課
			段差、傾斜等を考慮した歩行者が通行しやすい道路の設計を行う。	土木課
3	男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実	従来の多床室から、ユニット等の個室がある居宅施設等の推進。	国保介護課	
(3) 障害者が安心して暮らせる環境の整備	1	障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備	補装具・日常生活用具支給事業の実施及び周知	地域福祉課
			特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当制度の周知	地域福祉課
(3) 障害者が安心して暮らせる環境の整備	2	男女の身体的特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護基盤の充実	障害者支援事業(介護給付、訓練等給付、相談支援)により、男女の個々の身体的特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護基盤の充実を図る。	地域福祉課

令和3年度 進捗状況報告

【1次(担当課)評価指標】
 A・・・実施できた
 B・・・どちらかというと実施できた
 C・・・どちらかというと実施できなかった
 D・・・実施できなかった

【2次(健幸・協働のまちづくり課)評価指標】
 A・・・十分に実施されている
 B・・・おおむね実施されている
 C・・・実施の促進が必要である
 D・・・改善が必要である

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
A	窓口や各種届出時での案内をはじめ、ホームページや広報紙(8月号に掲載)を通じて制度周知に努めた。	A	
A	窓口や各種届出時での案内をはじめ、ホームページや広報紙(7月号に掲載)を通じて制度周知に努めた。	A	
A	広報紙やHPで周知を図り、適切に支給できている。	A	
A	年1回以上実施した。(雇用対策協定運営協議会)	A	
A	窓口や各種届出時での案内をはじめ、ホームページや広報紙(9月号に掲載)を通じて制度周知に努めた。	A	
A	年1回以上実施した。(雇用対策協定運営協議会)	A	
—	相談事例はなかったが、ハローワークとの協力体制を整えた。 パンフレットの設置やポスターの掲示を行い周知した。	—	
A	重点目標1-(1)-3のとおり。	A	
B	・十町区画整理地の公園予定地の造成、植栽を実施した。 ・指宿港海岸の遊歩道を計画中	B	
A	段差、傾斜等を考慮した歩行者が通行しやすい道路の設計をすることができた。	A	
A	地域密着型介護老人福祉施設において、従来型多床室をユニット型個室に転換するための計画を第8期高齢者福祉施設・介護保険事業計画に記載している。	A	
A	補装具・日常生活用具の購入や修理費用の支給及び窓口等での事業の周知を行った。	A	
A	市ホームページへの掲載、窓口での手帳交付時等において制度の案内及び10月に介護保険の事業所を通じての制度周知を行った。	A	
A	障害事業所や医療関係者等と毎月、協議の場を設け、情報共有やケース検討などを行い、障害者の医療・介護基盤の充実に努めた。	A	

施策の方向	施策の概要		今年度取り組み目標	関係課
(3) 障害者が安心して暮らせる環境の整備	2	男女の身体的特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護基盤の充実	地域生活支援事業(相談支援)の実施により、男女の身体的特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護基盤への様々な相談に対応する。	地域福祉課
			18歳未満の男女の身体的特徴や性別に配慮した障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス)の実施により、障害者の療育支援の充実を図る。	地域福祉課
(4) 外国人が安心して暮らせる環境の整備	1	複合的な生活上の困難を抱える外国人に対する支援	外国人に関わる支援の情報収集を行う。	健幸・協働のまちづくり課
(5) その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援	1	性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々への支援等、様々な人権問題の解決	ふれあいフェスタにおけるブースの出店を行う。	健幸・協働のまちづくり課
			レインボーポートひまわり等のLGBT当事者グループの会合に4回以上出席し、当事者との意見交換を行う。	健幸・協働のまちづくり課
(6) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備	1	子どもに対する虐待や性犯罪等暴力の根絶	家庭相談室及び婦人相談室を開設し、各関係機関と連携して対応する。	地域福祉課
	2	暴力被害者である子どもの早期発見と適切な保護	家庭相談室を開設し、警察や児童相談所等関係機関と連携して対応する。	地域福祉課
			要保護児童対策協議会におけるケース会議等を開催し、地域住民や関係機関と情報交換を行い、連携の強化を図る。	地域福祉課
	3	子どもが安心して生活できる環境づくり	道路歩道整備 ・街路事業における歩道の整備促進(7.5m) ・区画整理事業における歩道の整備促進(248m) 公園における感染症予防対策 ・遊具利用時等の密防止のための感染予防対策	都市・海岸整備課
			県が8月に実施する県少年保護育成条例に基づく立入調査に対し、対象店舗の状況を把握し、協力を行う。	社会教育課
4	社会全体で子どもを支える取組の促進	青少年問題協議会、校区青少年育成推進会議をそれぞれ年1回以上開催する。	社会教育課	
(7) 災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進	1	防災分野の政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画拡大	指宿市防災会議委員への女性の登用促進。	危機管理課
			女性の消防団員の加入促進。	危機管理課
	2	男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害対応	避難所における男女のニーズにあった対応の検討。	危機管理課
	3	女性・高齢者・外国人等にも配慮した防災教育及び防災情報提供の促進	防災情報の提供の実施。	危機管理課

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
A	市内の相談支援事業所5ヶ所との相談支援業務の委託契約により、福祉サービスの利用援助・社会資源を活用するための支援等を行い、男女の身体的特徴や性別に配慮した様々な相談に対応できた。	A	
A	障害児通所支援事業の実施及び毎月のこども支援部会において、情報共有やケース検討などを行い、療育支援の充実に努めた。	A	
A	令和3年11月4日、在来外国人や技能実習生に関する関係課会議に出席し、関係課と情報収集及び共有した。	A	
—	ふれあいフェスタは中止となったが、令和3年11月27日、生涯学習フェスティバルにて、人権擁護委員と協働でパネル展示を行った。	—	
A	5回出席し、意見交換を行った。	A	
A	相談窓口の設置とケース会議等で関係機関と連携して対応	A	
A	相談窓口の設置とケース会議等で関係機関と連携して対応	A	
A	相談窓口の設置とケース会議等で関係機関と連携して対応	A	
B	道路歩道整備 ・街路事業における歩道整備を7.5m整備した。 ・区画整理事業における歩道整備を144m整備した。 公園における感染症予防対策 ・感染症予防対策の看板を設置した。	B	
A	立入調査に協力し、市内の関係するすべての店舗の状況を把握したうえで、改善指導を行った。	A	
B	計画していた市が主催する補導活動については、特別補導のみ中止となった。中央補導は7月に実施できた。その他各地区において、可能な範囲で補導やあいさつ・声かけ運動を実施したり、青パトによる巡視を実施した。	B	
B	青少年問題協議会は11月に開催したが、各校区の青少年育成推進会議は、新型コロナの影響で開催が難しい状況である。	B	
A	女性消防団や地域女性団体連絡協議会代表の委員登用や農協、漁協の委員については、女性の委員登用を依頼している。	A	
A	加入促進のため各種イベントで勧誘活動や広報紙での募集等を行っている。	A	
A	避難所については現在見直しを行っている。その中で随時、避難所における男女のニーズにあった対応を検討している。	A	
A	防災無線、緊急速報メールなど様々なツールを使用して防災情報の提供を行った。	A	

重点目標 6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

<課題>
 経済その他社会の様々な分野の発展のためには、各分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが重要である。しかし、女性は、人口の半分、労働人口の約4割を占め、社会において様々な活動を担っているにもかかわらず、政策・方針決定過程への参画は低調である。関係機関や団体と連携しながら、女性の人材の育成や各分野で活躍する人材の掘り起こしを進めていくとともに、こうした人材に社会で活躍する機会を提供する必要がある。

施策の方向	施策の概要		今年度取り組み目標	関係課
(1) 行政分野における女性の参画の拡大	1	市の審議会等委員への女性の登用促進	※別添2のとおり(36ページ)	関係各課
	2	市における女性職員の登用等の推進	令和6年度末までに、管理職等に占める女性の割合を12%にする。また、係長相当職に占める女性割合を25%にする。	総務課
	3	市政推進における女性の意見の反映	指宿市総合振興計画審議会に男女共同参画推進懇話会及び地域女性団体連絡協議会の委員に出席していただく。また、住居表示審議会に女性の委員を選出する。	市長公室
(2) 雇用分野における女性の参画の拡大	1	企業における女性の参画促進	商工会議所・商工会に、企業における女性の参画推進についての情報提供を年1回以上行い、セミナー等の開催を促す。	商工水産課
	2	仕事と生活の調和の促進	商工会議所・商工会に、仕事と生活の調和の促進についての情報提供を行い、セミナーなどの開催を促す。	商工水産課
(3) その他の分野における女性の参画の拡大	1	各種機関、団体、組織等における女性の参画促進	出前講座を年3回以上実施し、実施後アンケートを行う。	健幸・協働のまちづくり課
			※別添3のとおり(38ページ)	関係各課
(4) 女性の人材育成及び人材情報の整備	1	行政分野における女性の人材の育成	令和6年度末までに、管理職等に占める女性の割合を12%にする。また、係長相当職に占める女性割合を25%にする。	総務課
	2	地域社会における女性の人材の育成	懇話会委員に自治公民館連絡協議会から選出し、地域における女性の登用促進を図る。	健幸・協働のまちづくり課
	3	農林水産業分野における女性の人材の育成	県農業委員会女性委員の会が実施する研修会等へ女性委員の積極的な参加を促す。	農業委員会
			女性農業者への各種研修会等への参加の呼びかけ及び指宿市女性農業者組織活動についての周知	農政課
			林業関係協議会等に女性役員の登用を積極的に働きかける。	耕地林務課
		水産業協議会等に女性役員選出を促進する。	商工水産課	

令和3年度 進捗状況報告

【1次(担当課)評価指標】

- A・・・実施できた
- B・・・どちらかというと実施できた
- C・・・どちらかというと実施できなかった
- D・・・実施できなかった

【2次(健幸・協働のまちづくり課)評価指標】

- A・・・十分に実施されている
- B・・・おおむね実施されている
- C・・・実施の促進が必要である
- D・・・改善が必要である

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
—	※別添2のとおり(37ページ)	—	
C	令和3年度における管理職の女性割合:8.6% 主幹・係長相当職に占める割合:22.9%	C	
A	いずれの審議会においても選出の上,出席いただいている。	A	
A	年1回以上情報提供を行った。	A	
A	年1回以上情報提供を行った。	A	
A	重点目標1-(1)-3のとおり。	A	
—	※別添3のとおり(39ページ)	—	
C	重点目標6-(1)-2のとおり。	C	
A	自治公民館連絡協議会から1名選出している。	A	
A	県農業会議から案内のあった「農山漁村パートナーシップ推進研修会」への参加を呼びかけ,女性委員2名が出席した。また,令和4年2月には県農業会議主催の女性委員研修会が開催される予定となっていることから,案内があった際は積極的な参加を促したい。	A	
A	ニューファーマー講座や女性農業者研修会への参加呼びかけを行った。また,新規就農者巡回訪問時に指宿市女性農業者組織活動について周知を行った。	A	
A	職員が出席した協議会等で女性の役員登用を呼び掛けた。	A	
A	地区水産業推進協議会のメンバーに女性を選出している	A	

施策の方向	施策の概要		今年度取り組み目標	関係課
(4) 女性の人材育成及び人材情報の整備	4	国際交流・協力を通じた女性の人材の育成	生涯学習講座において、男女問わず参加できる海外文化に関する講座を実施し、女性の人材育成を図る。	社会教育課
	5	女性の人材情報の収集・整備	女性の人権向上を目指す講演会や集会に3回以上出席し、課内で情報共有をする。	健幸・協働のまちづくり課

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
A	令和3年度は英語・ベトナム文化・台湾文化に関する講座を実施した。男女問わず募集した結果、男性12名、女性22名の参加があり、人材育成を図ることができた。	A	
A	4回出席 令和3年5月20日(男女共同参画行政担当者等研修会), 令和3年10月13日(第5回理工系女子応援ネットワーク会議), 令和3年10月25日(男女共同参画の視点を踏まえた災害対応担当者研修), 令和3年11月25日(暴力被害者支援セミナー)	A	

重点目標 7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進

<課題>

出産前に仕事をしていた女性の半数以上が第1子の出産を機に退職し、その多くが出産・育児期に就業を中断することから、女性の年齢階級労働力率を表す曲線(本市)は、30代を底とするゆるやかなM字カーブを描いている。次に雇用形態(全国)についてみると、子育て期にあたる年代以降は、パートタイム労働等の非正規雇用の割合が高くなっており、賃金や管理職等への登用など、就業の場の待遇や機会において男女間の格差も存在している。

なお、経済の長期的低迷やグローバル化の進展等は、男性の雇用環境も不安定化・悪化させ、中高年失業者の増加や若年層への非正規雇用の拡大、長時間労働の常態化による心身の健康状態の悪化など、人権尊重の視点から看過できない様々な問題が生じています。この背景にも、一人ひとりの多様な働き方に中立ではない制度や慣行があり、男女共に安心して働き、暮らしていけるための雇用環境の整備が求められる。

さらに、雇用の分野だけでなく、農林水産業や商工業等の自営業、起業の分野においても、男女が均等な機会と待遇の下で能力を発揮できる環境を整備し、経営への女性の参画を促進する必要がある。

施策の方向	施策の概要		今年度取り組み目標	関係課
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発	パートタイムや派遣労働者に関する法令をホームページや広報誌等で年に1回以上周知する。	商工水産課
			国、県、関係機関からのポスターを年1回以上掲示する。	商工水産課
			出前講座を年3回以上実施し、実施後アンケートを行う。	健幸・協働のまちづくり課
	2	女性の就労問題の把握と情報提供	ハローワークとの協議を年一回以上行う。	商工水産課
			女性農業従事者へのアンケート実施による実態の把握	農政課
	3	雇用に関する各種相談への対応	ハローワークが実施する就職支援メニューの周知、誘導を図る。ハローワークとの協議を年1回以上行う。	商工水産課
(2) 農林水産業・商工業等の自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進	1	農林水産分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成	研修会・視察研修への助成・協力	農政課
			指宿市女性農業者組織への支援及び加入促進	農政課
			外国人雇用に係る制度及びふるさとワーキングホリデー制度の活用促進	農政課
			家族経営協定締結の推進を図るため、農業委員会だよりにて年1回以上記事を掲載する。また、締結後のフォローアップのため、現状把握の調査を行う。	農業委員会
	2	商工業等自営業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成	国、県、関係機関からのポスターを年1回以上掲示する。	商工水産課
			商工会議所及び商工会へのセミナー等の情報提供を行う。	商工水産課

令和3年度 進捗状況報告

【1次(担当課)評価指標】
 A・・・実施できた
 B・・・どちらかというと実施できた
 C・・・どちらかというto実施できなかった
 D・・・実施できなかった

【2次(健幸・協働のまちづくり課)評価指標】
 A・・・十分に実施されている
 B・・・おおむね実施されている
 C・・・実施の促進が必要である
 D・・・改善が必要である

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
B	パンフレットの設置やポスターの掲示を行い周知を図った。	B	
A	パンフレットの設置やポスターの掲示を行い周知を図った。	A	
D	インフォメーション等で周知・啓発は行っただが、施策の概要と一致する講座が実施できなかった。次回は目標設定を見直すこととします。	D	
A	年1回以上実施した。(雇用対策協定運営協議会)	A	
A	新規就農者の配偶者や若手女性農業者に「農業経営での役割や実態、困っていること等」に関するアンケート調査を実施した。	A	
A	年1回以上実施した。(雇用対策協定運営協議会) 雇用に関する問い合わせがあった際は、ハロワークへの誘導を図った。(コロナウイルス関連)	A	
A	県との協力開催により、ニューファーマー講座を実施した。また、ファームコネクト指宿(本市女性農業経営士の有志団体)は、本市にて2日間におけるリーダーネットワーク先進地研修を実施した。	A	
A	女性農業者への個別呼びかけにより令和3年度は1名の加入となった。	A	
—	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、ふるさとワーキングホリデー推進事業が実施見送り(及び実施保留)となったため、今年度の実績はなし。	—	
A	家族経営協定の推進のため、農業委員会だより9月号に記事の掲載を行った。また、締結農家へのフォローアップのため、12月にアンケート調査を実施している。	A	
—	該当のポスター提出の依頼がなかったため実施できなかった。	—	
B	該当のセミナーがなかったが、経営者のためのセミナー等について情報共有を行った。	B	

施策の方向	施策の概要		今年度取り組み目標	関係課
(3) 女性の能力発揮のための支援	1	就業継続や再就職の支援	就業継続や再就職に関する必要な知識や情報の提供と相談対応。	商工水産課
	2	職業能力開発等の支援	国, 県, 関係機関からのポスターを年1回以上掲示する。	商工水産課
			商工会議所及び商工会への情報提供を行い, セミナー等の開催を促す。	商工水産課
			就農前の研修に係る助成制度の活用について周知	農政課
	3	起業に対する支援	商工会議所及び商工会へ誘導を行う。	商工水産課
4	新規就業に対する支援	新規就農相談及び研修会等の実施	農政課	
		林業事業者へ雇用予定の調査を行い, 広報等による新規就業者の雇用促進を図る。	耕地林務課	

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
B	ハローワークとの協力体制を整えた。窓口への相談はなかったが、ポスターの掲示など周知を図った。	B	
A	技能検定に関するポスターの掲示、パンフレットの設置、関係課への周知を行った。	A	
A	技能表彰に関する情報提供を行った。	A	
A	就農相談時に研修を希望されるか聞き取りを行い、希望された方に周知を行ったほか、1月にかごしま就農・就業相談会で就農相談を受け付ける予定。	A	
A	創業支援センターを通じて商工会議所及び商工会へ誘導を図った。	A	
A	新規就農者が早期の経営確立を目指せるよう、就農相談時に各種制度・補助事業の説明を行った。 また、経営・技術の習得を目的として、県農政普及課と連携し、研修会（ニューファーマー講座、簿記講座等）を開催した。	A	
A	今年度、女性の事務員を1名採用したとのこと。また作業員については若干名の女性から問い合わせがあるが雇用までには至っていない。	A	

重点目標 8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

<課題>
 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は、健康や趣味、学習といった個人的領域においても、仕事やボランティア活動等地域貢献活動といった社会的領域においても、自己実現を可能にするとともに、育児や介護を含め家庭生活に家族がともに責任を果たし、安心して暮らしていく上でも重要である。
 また、少子高齢化や雇用環境の変容、社会経済のグローバル化等が進展する中で職場優先の組織風土や長時間労働と性別役割分担を前提とした労働慣行を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図ることは、女性の「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上で不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や経済活動の活性化につながるものである。

施策の方向	施策の概要		今年度取り組み目標	関係課
(1) 仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備	1	仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	ワークライフバランスについての啓発を、出前講座等を通して、年3回以上行う。	健幸・協働のまちづくり課
			就業者にとっても参加しやすいよう、地籍調査の閲覧を平日のみでなく、土日にも開催することを計画する。	建設監理課
	2	就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進	イクボスやワークライフバランスについての内容を含んだ講座を年1回以上実施する。(イクボス講座を年1回以上実施する。)	健幸・協働のまちづくり課
	3	仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進	令和6年度末までに子が誕生した男性職員の「配偶者出産補助休暇」及び「育児参加支援特別休暇」の取得率100%を目指す。	総務課
			介護休業等の制度の取得促進、啓発	総務課
	(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	1	多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実	病児保育事業を指宿医療センターに委託して実施する。
通常保育、一時保育、延長保育、障害児保育を実施する。				地域福祉課
※別添4のとおり(40ページ)				関係各課
2		子育て支援拠点施設等の整備	地域子育て支援センターを市内2保育所に委託し、子育て親子の交流の場の提供等を行う。	地域福祉課
3		地域住民等の力を活用した子育て・介護環境の整備	広報紙や市のホームページを活用し、子育て事業の紹介を行う。	地域福祉課
			ファミリー・サポート・センター事業を市内の保育所に委託して実施する。	地域福祉課
4		子育て・介護のための生活環境の整備	公園等におけるユニバーサルデザインを取り入れた公園遊具や施設設計計画の推進	都市・海岸整備課
			段差、傾斜等を考慮した歩行者が通行しやすい道路の設計を行う。	土木課

令和3年度 進捗状況報告

<p>【1次(担当課)評価指標】 A・・・実施できた B・・・どちらかというと実施できた C・・・どちらかというと実施できなかった D・・・実施できなかった</p>

<p>【2次(健幸・協働のまちづくり課)評価指標】 A・・・十分に実施されている B・・・おおむね実施されている C・・・実施の促進が必要である D・・・改善が必要である</p>
--

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
B	ワークライフバランス(女性活躍)の講座を実施した。国や県から案内については、商工会議所やなのはな商工会へ依頼し、企業への啓発を依頼している。	B	
A	閲覧を9月10日～10月1日の日程で実施した。うち4日間を市役所もしくは地区の公民館で土日に実施し、平日に就業されている地権者にも参加しやすい日程調整を行った。	A	
A	重点目標2-(2)-1のとおり。	A	
C	令和2年度実績(令和3年度は集計中) ・配偶者出産特別休暇 46.1% ・育児参加支援特別休暇 61.5%→育児休業(産休)を取得している職員が安心して休めるように、一つの手段として臨時的任用職員を配置した。	C	
B	短期の介護休暇制度の取得促進, 啓発	B	
A	指宿医療センターに委託し、病児保育事業を実施した。 R3.11月末現在 利用人数:61名 延べ人数:151名	A	
A	私立保育所9園, 認定こども園7法人8園, 私立幼稚園3園, 小規模保育事業所1園により、教育・保育, 特別保育事業を実施した。	A	
—	※別添4のとおり(41ページ)	—	
A	乗船寺保育園, 開聞保育園に委託し、地域子育て支援センター事業を実施した。 R3.11月末現在 利用件数 開聞保育園:1,055名 乗船寺保育園:553名	A	
A	広報いぶすき5月号で子育て支援センターについて、10月号で各種子育て事業について情報提供を行ったほか、ホームページ等において子育てに関する記事を掲載・更新した。	A	
A	開聞保育園に委託し、ファミリー・サポート・センター事業を実施した。 R3.11月末現在 利用件数:55件	A	
B	新規公園の施設設計計画を推進した。	B	
A	重点目標5-(2)-2に記載のとおり	A	

重点目標 9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

<課題>
 人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である「地域」は、少子高齢化・過疎化の進行、地域社会を取り巻く社会経済情勢の変化に伴う雇用環境の悪化や商店街の衰退、一次産業の担い手不足、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活に困難を抱える人の増加、家庭における育児・介護の困難や暴力・虐待の発生、犯罪や災害の危険など多くの課題を抱えている。
 このようなことから、男女共同参画意識や地域コミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域課題の解決に向けた実践活動を行う人材や団体の育成・支援を行い、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進する必要がある。

施策の方向	施策の概要		今年度取り組み目標	関係課
(1) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり	1	男女共同参画推進体制の充実	懇話会委員に自治公民館連絡協議会から選出し、地域における女性の登用促進を図る。	健幸・協働のまちづくり課
	2	男女共同参画の推進役となる人材の育成・支援	推進サポーターに出前講座の講師依頼を年1回以上行う。	健幸・協働のまちづくり課
			男女共同参画懇話会委員やサポーターに県基礎講座へ参加を促す。	健幸・協働のまちづくり課
3	自治会・NPO等との連携・協働	地域活動を推進するために自治会新規加入を200世帯以上に勧める。	健幸・協働のまちづくり課	
(2) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進	1	地域づくり活動における男女共同参画の視点の導入と女性の参画拡大	ファミリーーター養成講座に男女それぞれ10人以上受講する。	健幸・協働のまちづくり課
			自治公民館連絡協議会運営研究会に講師を派遣し、研修する。	健幸・協働のまちづくり課
	2	男女共同参画の視点に立った高齢男女の社会参加の促進	「ころばん体操」「高齢者サロン」の継続支援や「ふれあいデイ」を実施し、各々の身体及び健康状態に応じた生きがいづくりや健康づくりを推進する。	長寿支援課
			「高齢者クラブ活動」の周知・広報や「元気度アップ・ポイント事業」及び「元気度アップ地域包括ケア推進事業」の普及啓発、「シルバー人材センター」の充実により、シニア世代の社会参加の促進を図る。	長寿支援課
			市広報紙等により「高齢者クラブ」の活動紹介とクラブ加入の促進を図る。	長寿支援課
	3	男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進	男性や女性、子ども等それぞれの犯罪の発生を予防するための取り組みの実施。	危機管理課
			自治公民館単位で活動している「見守りグループ構成員」を対象に、見守り活動に関する研修を実施する。	長寿支援課
地域の環境整備のために、安全灯設置補助金の周知を1回以上行い、延べ30団体以上、交付する。			健幸・協働のまちづくり課	
4	男女共同参画の視点に立った観光、国際交流、環境分野の取組の推進	国籍や性別、障害の有無等に配慮した観光地づくり	観光課	

令和3年度 進捗状況報告

【1次(担当課)評価指標】

- A・・・実施できた
- B・・・どちらかというと実施できた
- C・・・どちらかというと実施できなかった
- D・・・実施できなかった

【2次(健幸・協働のまちづくり課)評価指標】

- A・・・充分に実施されている
- B・・・おおむね実施されている
- C・・・実施の促進が必要である
- D・・・改善が必要である

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
A	重点目標6-(4)-2のとおり。	A	
—	出前講座は4回あったが、講座内容から、推進サポーター以外の専門講師が適任と判断し、依頼しなかった。	—	
—	今年度は、基礎講座が中止となった。	—	
A	新規加入者への特典申請が210世帯あった。(12月14日時点)	A	
A	延べ37名、女性17名、男性20名が受講した。	A	
—	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、運営研究会が中止となった。	—	
A	「ころばん体操」では、67地区で体力測定を実施し、理学療法士・歯科衛生士・管理栄養士がフレイル予防の講座や助言等を行った。また、「高齢者サロン」では、出前講座を16回実施し、健康づくりに関する様々な情報提供や継続支援を行った。 「ふれあいデイ」は、社協により70会場で実施した。 全般において、感染防止策を講じ実施することができた。	A	
A	広報いぶすき9月号に「元気度アップ地域包括ケア推進事業」と「シルバー人材センター」、「高齢者クラブ」の活動紹介記事を掲載した。「記事を見て元気をもらった」と社会参加への意欲の声が聴かれた。また、「元気度アップ・ポイント事業」及び「元気度アップ地域包括ケア推進事業」については、高齢者福祉サービスリーフレットに掲載し、「ふれあいデイ」の70会場等で配付し促進を図った。	A	
A	広報いぶすき9月号に活動写真を掲載し促進を図った。「記事を見て元気をもらった」と社会参加への意欲の声が聴かれた。	A	
A	春の地域安全運動・全国地域安全運動・年末年始特別警戒期間を重点的に青色回転灯設置車での見守り活動や店頭でのビラ配りを行った。	A	
A	要請のあった地区や校区・区単位で5～6月に基礎研修を実施(10カ所、108名)。その他自治公民館の構成員558名については、5月に基礎研修資料を送付した。2月に、構成員全員を対象に追加研修を実施予定である。	A	
A	周知を1回以上行い、延べ50団体に交付した。(12月17日時点)	A	
B	利用実績はないが、砂むし入浴介助サービスを提供している。 指宿駅に英語と中国語に対応可能な職員を配置している。また、多言語表記によるホームページ、パンフレットの配布を実施している。	A	配慮のある観光地づくりをされていると判断し、A評価とした。

施策の方向	施策の概要		今年度取り組み目標	関係課
(2) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進	4	男女共同参画の視点に立った観光, 国際交流, 環境分野の取組の推進	観光施設等におけるバリアフリー化の推進及びユニバーサルデザインに配慮した施設整備の促進	観光施設管理課
			棚田地域の保全活動に向けた地域協議会を設立する(2地域)	農政課

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
—	取り組みの対象となる施設の改修等はなかった。	—	
B	新永吉(池田)及び尾下(山川利永)の両棚田地域において、棚田振興協議会を設立し、尾下の棚田振興協議会においては、住民の女性代表として1名参画いただいている。	A	棚田振興協議会を設立しているため、A評価とした。

別添1 重点課題4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

施策の方向	施策の概要	今年度取り組み目標	関係課
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進	3 被害者の安全確保	DV等の支援措置による被害者の個人情報の取扱いについて、担当者間による引継・確認を1回以上行う。	市民課
		被害者の個人宛文書について、送付先の変更を遺漏なく行い、各課に通知する。	総務課
		DV等の支援措置による被害者の個人情報の取扱いについて、担当者間による引継・確認を1回以上行う。	税務課
		DV等の支援措置による被害者の個人情報の取扱いについて、担当者間による引継・確認を1回以上行う。	地域福祉課
		DV等の支援措置による被害者の個人情報の取扱いについて、担当者間による引継・確認を1回以上行う。	国保介護課
		DV等の支援措置による被害者の個人情報の取扱いについては、健康管理システムに、入力処理が反映されているか確認し、該当する情報を課員全員で共有している。	健康増進課
		DV等の支援措置による被害者の個人情報の取扱いについて、担当者間による引継・確認を1回以上行う。	水道課
		DV等の支援措置による被害者の個人情報の取扱いについて、担当者間による引継・確認を1回以上行う。	学校教育課
		DV等の支援措置による被害者の個人情報の取扱いについて、担当者間による引継・調整を1回以上行う。	環境政策課

別添1 令和3年度 進捗状況報告

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
A	担当者間による引継を行った。また、支援措置の申請がある度に取扱いの確認を行った。	A	
A	今年度109件の送付先変更の届出があり、全て遺漏なく各課等に通知を実施している。	A	
A	以下の処理を行っている。 ①電話での情報共有 市民課の担当者が税務課の担当者へ支援措置が開始される対象者の氏名を電話にて報告 ②文書での情報共有 市民課の担当者より税務課の担当者へ文書が届く。 ③システム上での処理 共有名義等を確認し対象者が共有名義に含まれている場合、ポップアップが表示されるように処理を行う(DV支援措置対象者であることが分かるように)。 なお、個人の分は市民課の担当者が処理を行う。	A	
A	会議開催ごとに、児童福祉法第25条の5及び61条の3の守秘義務に関する確認を行っている。	A	
A	RKK総合行政システム以外で各通知を発送する際、最新の情報と照合することとしており、業務を引き継ぐ際も確実に伝達を行っている。	A	
A	健康管理システムに、入力処理が反映されているか確認をし、該当する情報を課員全員で共有している。	A	
A	係内合議をして、常に情報を共有するようにした。業務系PCで対象者に関する画面を開くと取扱い注意を促すポップアップ画面が立ち上がるようにした。	A	
A	DV等の支援措置による被害者の個人情報の取扱いについて、担当者間による引継・確認を1回以上行うことができた。	A	
A	対象となっている入居者を確認し、個人情報の取扱い状況についても確認を行った。相談者についてもその都度情報を共有した。	A	
A	該当する情報を課員全員で共有し、確認を行っている。	A	

別添2 重点目標 6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向	施策の概要	今年度取り組み目標	関係課
(1) 行政分野における女性の参画の拡大	1 市の審議会等委員への女性の登用促進	指宿市総合振興計画審議会に男女共同参画推進懇話会及び地域女性団体連絡協議会の委員に出席していただく。また、住居表示審議会に女性の委員を選出する。	市長公室
		男女共同参画懇話会委員の女性の参画を50%以上にする。	健幸・協働のまちづくり課
		女性の消防団員の加入促進。	危機管理課
		空家等対策連絡協議会委員への女性登用を図る。	危機管理課
		各委員会等で女性登用の促進を図る。	長寿支援課
		各委員会等で女性登用の促進を図る。	国保介護課
		各委員会において女性の登用を図る。	地域福祉課
		指宿市国民健康保険運営協議会委員のうち、1/3以上の女性登用となるよう取り組む。その他委員会等においても、女性登用の促進を図る。	国保介護課
		新規委嘱や欠員等があった際は、推薦団体に対し「性別に関係なく多様な立場からご意見を伺いたい」等の旨を依頼文書に記載する。	国体・スポーツコンベンション推進室
		教育委員会外部評価委員会委員は、性別に偏ることなく選出する。	教育総務課
		調整会議の補欠委員については、推薦団体に多様な意見を伺いたいとの旨を伝え、できるだけ女性委員の参画の拡大を図りたい。	学校整備室
		各委員会等に女性の登用を図る。	学校教育課
		スポーツ推進審議会の女性登用を図る	スポーツ振興課

別添2 令和3年度 進捗状況報告

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
A	いずれの審議会においても選出の上, 出席いただいている。	A	
A	男性6名, 女性9名 計15名 60%となる。	A	
A	加入促進のため各種イベントで勧誘活動や広報紙での募集等を行っている。	A	
A	地域女性団体連絡協議会の委員登用を行っている。	A	
C	地域包括支援センター運営協議会委員において, 11名中4名が女性委員である。関係団体から推薦される委員について, 女性登用への配慮が行えず, 前年度より女性委員が1名減少した。	C	
A	介護認定審査会委員43名のうち, 女性は10名であり, 委員の職種の男女割合を勘案すると, 妥当である。	A	
B	各委員会において, 1名以上の女性委員を委嘱している。	B	
A	12名中4名の女性登用, 目標達成。	A	
—	今年度, 推薦依頼を実施する事例はなかったが, 取り組み目標を意識し, 事務を進めることができた。	—	
A	外部評価委員5人中2人女性(40%)	A	
—	教職員人事異動に伴う補欠委員(1名)を新たに登用したが, 教職員以外の委員については, 補欠委員が生じなかったため, 委員の推薦を依頼しなかった。なお, 令和3年9月末に, 調整会議の要綱は廃止した。	—	
A	結核対策委員会や総括安全衛生委員会に女性の登用を図ることができた。	A	
C	今年度委員の役職等の枠を変更したが, 前年度より1名減となってしまった。男性12人, 女性2人 約17%	C	

別添3 重点目標6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向	施策の概要	今年度取り組み目標	関係課
(3) その他の分野 における女性 の参画の拡大	1 各種機関, 団体, 組織等における女性の参画促進	指宿市総合振興計画審議会に男女共同参画推進懇話会及び地域女性団体連絡協議会の委員に出席していただく。また, 住居表示審議会に女性の委員を選出する。	市長公室
		男女共同参画懇話会委員の女性の参画を50%以上にする。	健幸・協働のまちづくり課
		各委員会等で女性登用の促進を図る。	長寿支援課
		各委員会等で女性登用の促進を図る。	国保介護課
		女性の登用促進を図る。	地域福祉課
		指宿市国民健康保険運営協議会委員のうち, 1/3以上の女性登用となるよう取り組む。その他委員会等においても, 女性登用の促進を図る。	国保介護課
		水産協議会の女性役員選出を促進する。	商工水産課
		観光課に係る各種会議等のメンバー選定にあたっては, 男女にかかわらず登用するなどの環境づくりに努める。	観光課
		重点目標6-(1)-1に記載のとおり	国体・スポーツコンベンション推進室
		教育委員会外部評価委員会委員に, 1名以上の女性委員の登用を図る	教育総務課
		各委員会等に女性の登用を図る。	学校教育課
		山川民生委員・児童委員協議会の女性委員の割合について, 欠員が生じた際は, 女性を登用するよう働きかける。	山川支所 市民福祉課
		開聞民生委員・児童委員協議会の委員のうち, 1/3以上の女性登用となるよう取り組む。	開聞支所 市民福祉課

別添3 令和3年度 進捗状況報告

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
A	いずれの審議会においても選出の上, 出席いただいている。	A	
A	重点目標6-(1)-1のとおり	A	
C	重点目標6-(1)-1のとおり	C	
A	介護認定審査会委員43名のうち, 女性は10名であり, 委員の職種の男女割合を勘案すると, 妥当である。	A	
B	各種団体等において, 女性を登用している。	B	
A	12名中4名の女性登用, 目標達成。	A	
A	地区水産業推進協議会のメンバーに女性を選出している	A	
A	いぶすき観光デザインが主宰する戦略策定WGにおいて, 女性を多く登用し, 女性目線の戦略づくりを実施した。	A	
—	今年度, 推薦依頼を実施する事例はなかったが, 取り組み目標を意識し, 事務を進めることができた。	—	
A	重要目標6-(1)-1	A	
A	結核対策委員会や総括安全衛生委員会に女性の登用を図ることができた。	A	
A	女性委員の割合19/28で, 60%以上を維持している。	A	
C	任期が3年で中途登用も無かったため, 女性の登用は16人中5人(1/3に満たない)のままだった。	C	

別添4 重点目標 8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

施策の方向	施策の概要	今年度取り組み目標	関係課
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	1 多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実	会議開催の際には、可能な限り早期に日程調整を行い、出席しやすい環境づくりを行う。	市長公室
		男女共同参画推進懇話会を開催するにあたっては、多様なニーズに対応するため、日程調整を行うと共に、事前に資料を配布する。	健幸・協働のまちづくり課
		介護者のニーズに対応した介護サービスの提案や利用支援を行う。	長寿支援課
		子育て世代が参加する当課の会議等においては、託児所を設置する。	地域福祉課
		会議を開催する際は、事前に日程調整をし、出席しやすい環境づくりを行う。	商工水産課
		会議等開催する際は、事前に日程調整を行い、出席しやすい環境づくりを行う。	国体・スポーツコンベンション推進室
		交通弱者の為、説明会を地元公民館で行う。	耕地林務課
		地籍調査の説明会及び閲覧について各地域の公民館での開催を計画し、可能な限り交通弱者へ配慮した会場設定をすることで、出席しやすい環境を作る。	建設監理課
		説明会等での託児実施	学校整備室
		授乳室・キッズルームを活用し、子育て世代でも利用しやすい窓口の環境づくりを行う。	山川支所 地域振興課

別添4 令和3年度 進捗状況報告

1次評価	今年度取り組み結果	2次評価	備考
A	早期に日程調整を行い、出席しやすい環境づくりを整えることができた。	A	
A	第1回懇話会では、全員出席の為の日程調整ができなかった。 第2回懇話会では、早めに日程調整をする予定。 第1回懇話会開催時には、事前資料を配布した。 第2回懇話会開催時にも、事前資料を配布する予定。	A	
A	地域包括支援センターでは、347件(12月末現在)の介護に関する相談を電話や窓口等で受け、介護者のニーズに対応した適正な介護サービスの提案や利用について案内を行った。	A	
A	託児所の希望を確認し、準備を行った。	A	
A	会議を開催するにあたり、事前に日程調整を行った。	A	
A	事前の日程調整や、コミュニケーションツール(LINE)を利用した情報共有等を実施した。	A	
A	10/22に県営事業の成川・福元推進委員会を実施。 また、各事業の地元説明会も順次計画している状況である。	A	
A	例年行う各地区での説明会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、資料を郵送して配布した。 閲覧については、9月10日～10月1日の日程で実施し、うち12日～17日、21・22・24日の9日間を地区の公民館(7会場)で実施し、交通弱者等にも配慮した会場設定を行い、出席しやすい環境を作った。	A	
—	令和4年2月中旬以降に説明会を開催予定。 開催時の「指宿市のイベント開催に関する基本方針」に基づき開催の可否を判断し、説明会を開催する場合は、託児を実施する。	—	
B	授乳室やキッズルームに授乳用の椅子やフロアマット等設置されており利用頻度は少ないものの、子育て世代が利用しやすい環境が整っている。	A	子育て世代でも利用しやすい窓口の環境づくりはできているため、A評価とした。